入 札 書 比 較 価 格	￥2,431,000 円
予定価格（消費税含）	￥2,674,100 円

令和２年度

工事番号　第94号

七戸小学校サクラ剪定切詰工事

特　記　仕　様　書

上北郡七戸町字上町野地内

七　戸　町

１．　工　事　番　号　　第94号

２．　工　　事　　名　　七戸小学校サクラ剪定切詰工事

３．　工　事　場　所　　青森県上北郡七戸町字上町野地内

４．　工　事　期　間　　契約書取り交わしの翌日から令和3年3月26日まで

５．　工　事　範　囲　　設計図書及び各仕様書に示す範囲

６．　支 払 限 度 額　　令和2年度　100％

７．　提　出　書　類　　Ａ　請負者は工事監理に必要な下記書類を速やかに提出のこと。
　イ　工事着手届
　ロ　現場代理人及び主任技術者（監理技術者）選任届
　ハ　仮設計画書
　ニ　工事工程表
　ホ　工事請負契約書
　ヘ　工事内訳明細書
Ｂ　請負者は工事に先立ち、下記書類の提出承認を受けなければならない。
　イ　仕様材料メーカー承認願い
　ロ　各承認図面及び各施工図
Ｃ　請負者は各施行後直ちに下記の書類を提出し承認を受けなければならない。
　イ　各試験結果成績表

８．　施　工　計　画　　Ａ　設計図書、工事仕様書、工事打合簿、材料搬入簿等は現場事務所に常備すること。
Ｂ　工事用仮設用水、電気は別途引込みとし、その費用は請負者負担とする。
Ｃ　監督員詰所は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書平成28年度版に依る。
Ｄ　障害物埋設物がある場合、これらの撤去処理については、監督員の指示による。ただし費用は、全て業者の負担とする。

９．　事故危険防止　　工事期間中通行人隣接建物等に損傷のないよう、事故防止については万全の策を講ずること。
　万一事故の生じた場合は、関係者に迷惑を及ぼさぬよう業者の責任に置いて、その処理にあたること。

１０．　防　火　設　備　　仮設建物内には消火器を常備し、かつ屋外でも火気使用する場合にも消火器を設けること。

１１．　軽 微 な 変 更　　現場の収まり、その他の理由により設計内容を変更する場合は、監督員と協議のうえ行うこと。なお、軽微なものについては、工事費の増減を行わない。

１２．　官公庁その他の手続

　工事に関する官公署その他への手続き、届出等は全ておこない、それにかかる費用は請負者の負担とする。

１３．その他の特記事項

特　記　事　項	特記事項の内容
低入札調査契約	低入札価格調査制度により落札された場合は、施工検査（工事段階検査・・・各工種）の実施について、施工計画書を基に打ち合わせをする。
簡易型建設副産物実態調査	全ての工事において工事完了後、「再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）入力システム」により、実施書のデータＦＤを提出する。なお、パソコン環境の状態により、データＦＤの提出が困難な場合は学務課へ連絡のうえ、調査票の提出とする。 上記「入力システム」は建設課より貸与する。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１２条について	（法第 9 条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。） 法第 12 条第 1 項の規定による説明（書面の様式については監督職員の指示による）については、落札者は契約前に当該報告書を監督職員に対して行うものとする。 落札者は、監督職員への説明時に交付した書面と同じものを契約事務担当職員に提出するものとする。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１８条について	（法第 9 条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。） 法第 18 条第 1 項の規定による報告（書面の様式については監督職員の指示による）については、受注者は再資源化等が完了したときは、当該報告を監督職員に対して行うものとする。
工事カルテ作成、登録	請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。（ただし、工事請負代金 500 万円以上 2,500 万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。） また、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。 なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
色彩等の景観形成	色彩等の景観については、青森県景観条例に基づき、「青森県公共事業景観形成基準」及び「青森県景観色彩ガイドライン」を遵守すること。
産業廃棄物税について	本工事に伴って生ずる産業廃棄物のうち最終処分場（中間処理施設経由を含む）に搬入する産業廃棄物がある場合については、青森県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。 なお、本工事において最終処分場（中間処理施設経由を含む）に搬入する産業廃棄物がある場合は、産業廃棄物税相当額を見込んでいるものである。
暴力団員等による不当介入に対する通報・報告義務	受注者は、受注者及び下請負者に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通知・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

１４．排出ガス対策型建設機械

本工事で使用する建設機械のうち、下表に示された建設機械については排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械とは、道路運送車両法による排出ガス対策規制を受けている建設機械又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通省）」に指定されている建設機械とする。

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械７機種

機　　種	規　　格
バックホウ	ディーゼルエンジン出力 30～260kW（40.8～353PS）
トラクタショベル	同上
大型ブレーカ	同上
コンクリート吹付機	同上
ドリルジャンボ	同上
ダンプトラック	同上
トラックミキサ	同上

一般工事用排出ガス対策型建設機械８機種

機　　種	規　　格
バックホウ	ディーゼルエンジン出力 7.5～260kW（10.2～353PS）
トラクタショベル	ディーゼルエンジン出力 7.5～260kW（10.2～353PS） 車輪式
ブルドーザ	ディーゼルエンジン出力 7.5～260kW（10.2～353PS）
発動発電機	ディーゼルエンジン出力 7.5～260kW（10.2～353PS） 可搬式（溶接兼用機を含む）
空気圧縮機	ディーゼルエンジン出力 7.5～260kW（10.2～353PS） 可搬式
油圧ユニット	ディーゼルエンジン出力 7.5～260kW（10.2～353PS） 可搬式（溶接兼用機を含む）
ダンプトラック	ディーゼルエンジン出力 7.5～260kW（10.2～353PS） ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
トラックミキサ	ディーゼルエンジン出力 7.5～260kW（10.2～353PS） ラフテレーンクレーン

なお、排出ガス対策型建設機械が使用できない場合には、使用できない理由を書面（承諾書）により提出し、監督員の承諾を受けることとする。

注）疑義の生じた場合はその都度監督員と協議すること。

１５．提出書類

１５－１）契約書に基づいて提出する書類

提出区分	名　　称	提 出 期 日	部数	条項	備　　考
○	工　　程　　表	契約締結後 14 日以内	1 部	3 条	
	請 負 代 金 内 訳 書	契約締結後 14 日以内	1 部	3 条	3 条(A)(B)適用の場合
○	施 工 体 制 台 帳 施 工 体 系 図	下請契約締結後速やかに	1 部	7 条	
○	現場代理人等通知書	着工時	1 部	10 条	
	支 給 材 料 受 領 書	引渡の日から 7 日以内	1 部	15 条	
	貸 与 品 借 用 書	引渡の日から 7 日以内	1 部	15 条	
○	完　　成　　届	工事完成の日から 5 日以内	1 部	31 条	
○	引　　渡　　書	工事完成検査合格後	1 部	31 条	
○	請　　求　　書	工事完成検査合格後	1 部	32 条	

１５－２）仕様書等に基づいて提出する書類

提出区分	名　　称	提 出 期 日	部数	共 通 仕様書	備　　考
	施 工 計 画 書	着工前及び必要の都度	1 部	1-1-6	※1
	CORINS 工事カルテ受領書	工事カルテ受領書が返送されたら速やかに	1 部	1-1-7	請負金額 500 万円以上
	材 料 試 験 成 績 表	工事完成の日から 5 日以内及び必要の都度	1 部	2-2-1	
○	工　事　写　真	工事完成の日から 5 日以内及び必要の都度	1 部	1-1-24	工事写真全部 1 部 着工前・完成 1 部
	施 工 管 理 図 表	工事完成の日から 5 日以内及び必要の都度	2 部	1-1-28	
	安全訓練等の実施状況	工事完成の日から 5 日以内及び必要の都度	1 部	1-1-31	
	火薬類使用計画書	着工前及び必要の都度	1 部	1-1-32	非火薬品（破砕役）含む
○	事 故 報 告 書	発生時	3 部	1-1-34	
○	マ ニ ュ フ ェ ス ト	工事完成の日から 5 日以内及び必要の都度	1 部	1-1-21	※2
○	建設業退職者共済組合の発注者用掛金収納書	契約締結時又は事情がある場合は契約締結後 1 ヶ月以内	1 部	1-1-45	
○	履行報告書	毎月 1 回監督職員の指定日	各 1 部	1-1-29	
○	工事に関する承諾書	着工前及び必要の都度	1 部	2-2-4	工事材料　※3
	再生資源利用促進計画書	着工前及び必要の都度	1 部	1-1-21	
	再生資源利用計画書	着工前及び必要の都度	1 部	1-1-21	

※1　請負金額 1,000 万円以上。（ただし、1,000 万円未満でも監督職員が必要と認めたとき）
※2　マニュフェストの提出は、A 票と D 表の写し。（工事写真に搬出・搬入時の写真を添付すること）
※3　「材料事前審査登録済み」の場合は、工事に関する承諾書の添付資料は省略できる。

植物剪定標準仕様

項　　目	標　　準　　仕　　様
1　剪定 1-1　一般事項	1. 基本的事項 1）剪定は樹形の骨格づくり、樹冠の整正、こみすぎによる病害虫及び枯損枝の発生防止等を目的として行うものである。 2）剪定方法には、枝おろし（大枝おろし）、枝すかし、ふところすかし、切詰め、枝抜き、切返し、枝はさみ、枝うち、枝かき等があり、それぞれ樹種、形状及び剪定の種類に応じて最も適切な方法により行う。 3）樹姿及び樹形の仕立て方は、特に景観上、規格形にする必要がある場合を除き、自然形に仕立てる。 4）下枝の枯死を防ぐよう原則として上方を強く、下方は弱く剪定する。また、一般に南側等樹勢の強い部分は強く、北側等樹勢の弱い部分は弱く剪定する。 5）不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」などは原則として行わない。 6）花木類は花芽の分化時期と着生位置に注意して剪定する。 7）剪定した枝葉は、まとめてすみやかに処理するとともに樹木周辺をきれいに清掃する。 2. 主な剪定方法 1）大枝の剪定は、切断箇所の表皮が剥離しないよう、切断予定箇所の数 10 ㎝以上であらかじめ切断し、枝先の重量を軽くしたうえ、切返しを行い切除する。 2）切詰剪定は、主として樹冠の整生のために行い、樹冠外に飛び出した新生枝を、樹幹の大きさが整う長さ定芽の直上の位置で剪定する。この場合、定芽はその方向が樹冠を作るにふさわしい枝となる向きの芽（原則として外芽、しだれやなぎなどは内芽）を残すものとする。 3）切返し剪定は、樹冠外に飛び出した枝の切取、及び樹勢を回復するため樹冠を小さくする場合などに行う。 剪定は適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切り取る。 骨格枝となっている枯枝及び古枝を切取る場合は、後継枝となる小枝又は新生枝の発生する場所を見つけて、その部分から先端の枝を切取る。 4）枝抜き剪定は、主として混みすぎた枝の中すかしのために行い、樹形、樹冠のバランスを考慮しつつ、不必要な枝の付け根から切取る。
1-2　弱剪定	1. 弱剪定とは枯枝、平行枝、徒長枝等樹木の育成上好ましくないものを樹木本来の形、枝張りのバランス等を考慮しつつ切除することをいう。 2. 主として剪定すべき枝 1）枯枝 2）生長のとまった弱小の枝（以下「弱小枝」という。） 3）著しく病虫害におかされている枝（以下「病虫害枝」という。） 4）通風、採光、架線、通行等の障害となる枝（以下「障害枝」という。）

	5）折損によって危険をきたす恐れのある枝（以下「危険枝」という。） 6）樹冠、樹形及び育成上不必要な枝（以下「不要枝」という。） a. やご（ひこばえ） b. 幹ぶき（胴ぶき） c. 飛び枝（徒長枝） d. からみ枝 e. 逆さ枝 f. きり枝 g. ふところ枝 h. その他（草枝、立枝、対生枝、平行枝等） 3. 病虫害枝、障害枝は全体の樹形を考慮しつつ剪定する。 4. 枯枝、弱小枝等はその枝の付け根から切取る。 5. 街路樹等の並木については特に高さ、葉張り、下枝高さ等の樹形の統一をはかりつつ剪定する。
1-3　強剪定	1. 強剪定とは弱剪定に加えて、樹形の整姿を目的として主枝及び主枝に準ずる枝の切除を行うことをいう。 2. 芯は原則として止めない。やむを得ず摘芯する場合は、これに代わる別の芯を仕立てる。 3. 古枝で先端部が大きなこぶとなっているもの、叉割れ腐れ等がある場合は、古枝の途中によい方向の新生枝を見つけ、その部分から先端部を切取り、若い枝と切返すものとする。